

# 関所手形を読む 解説

史料 享保十八年（一七三三）正月五日 差上申御関所手形之事

## 壹、旅のしおり〜古文書学習の旅の道しるべ〜

- 1、見る
    - ― 形態（料紙・綴じ方・紙の使い方）
    - ― 形式（書式・書き方）
  - 2、読み取る
    - ― 文字
      - ― くずし字
      - ― 旧字・異体字
    - ― 当て字字
  - 3、理解する
    - ― 文法
      - ― 語法
      - ― 慣用表現
    - ― 知識
      - ― 一般常識
      - ― 執筆背景
- （当時はどのような制度や慣習などがあったのか）  
（その文書はどのような事情で書かれたものか）

## 弐、形態・形式の文書を見てみよう



レシートによくある形態

・細長い感熱ロール紙

レシートによくある形式

・店名 ・場所 ・年月日時間

・担当者名 ・品名 ・点数 ・料金 ・

小径 ・税金表示 ・合計 ・預かり金

額 ・お釣り金額 ・文末表現 など

現代の書類にも形式があるね  
古文書の形式もみてみよう！



○作業—観察してみましよう

●学ぶ項目

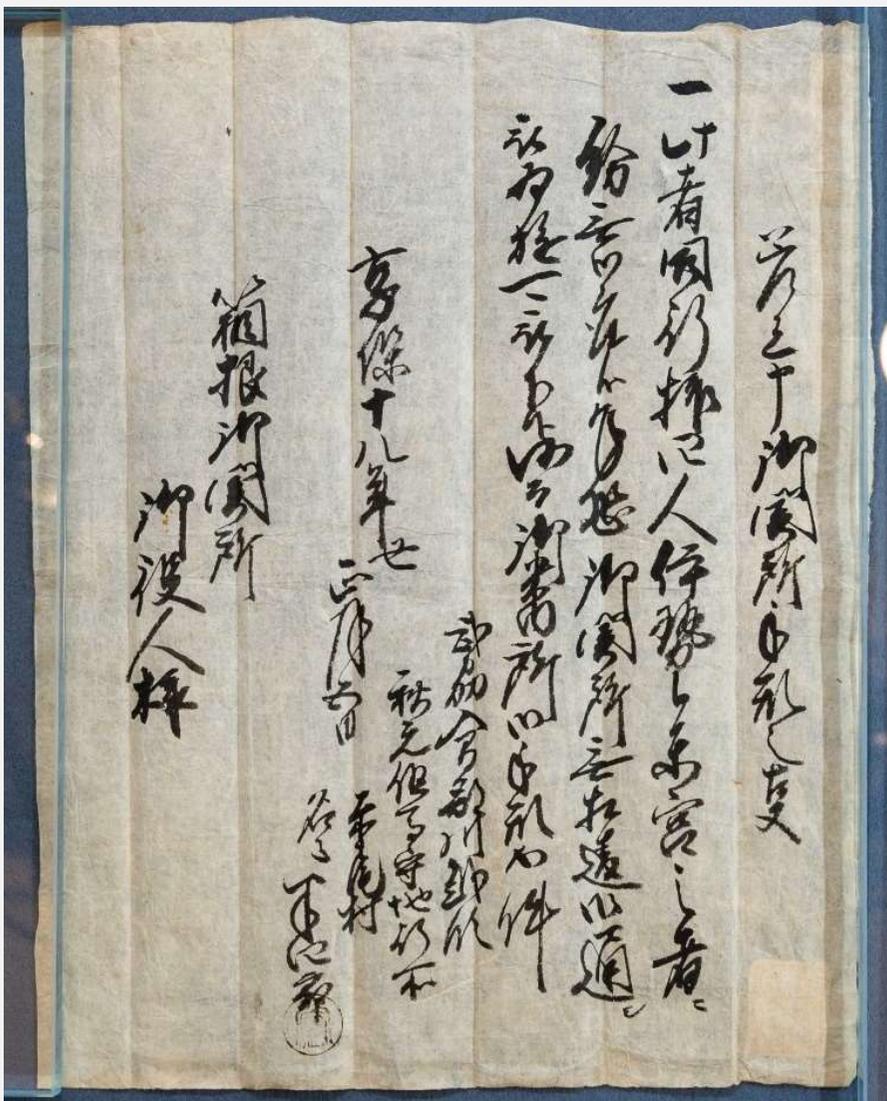
1、見る

—形態(料紙・綴じ方・紙の使い方)

—形式(書式・書き方)



↑畳んだ状態



↑広げた状態

(林家3430)

○記入欄

「題箋」

「書き出し」

一此者同行杯四人伊勢参宮之者二  
紛無御座候乍恐 御関所無相違御通シ  
被為遊可被下候仍而御番所御手形如件

「年月日」

「宛先」

○観察項目

紙の使い方↓

題箋 ↓

書き出し ↓

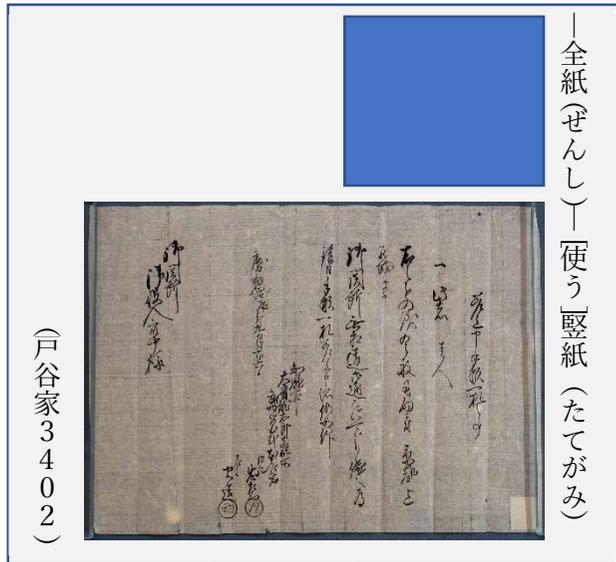
差出人 ↓

年月日 ↓

宛先 ↓

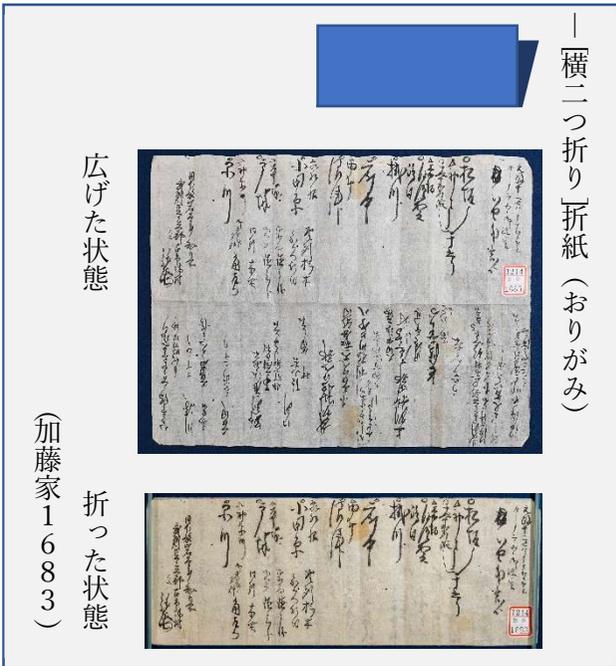
書式 ↓

○観察するための知識 ・紙の使い方 古文書用の紙とかたち  
 ○一紙文書(いっしもんじょ)の例



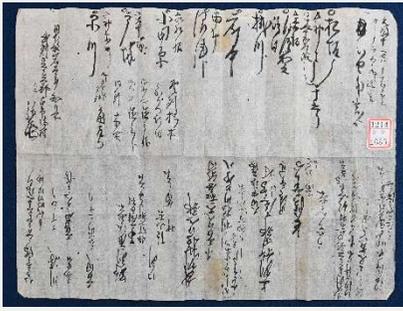
―全紙(ぜんし)―「使う」[竪紙(たてがみ)]

(戸谷家 3402)



―横二つ折り「折紙(おりがみ)」

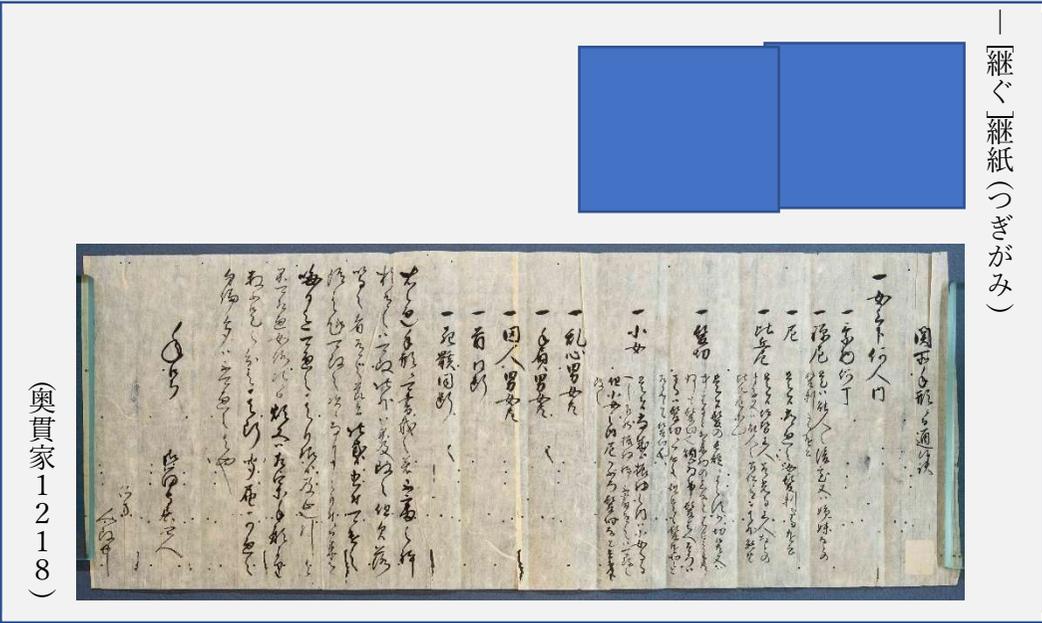
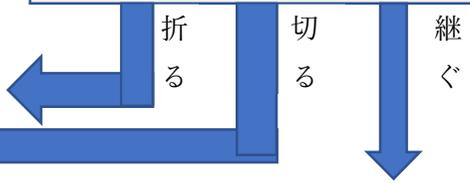
(加藤家 1683)



広げた状態

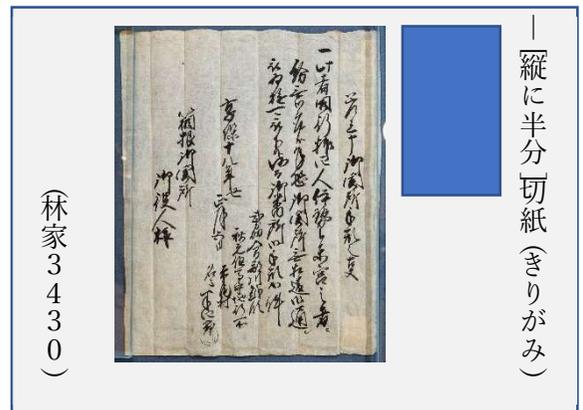


折った状態



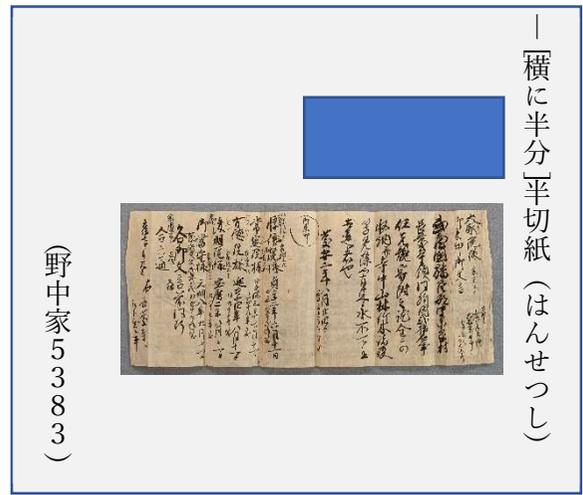
―継ぐ「継紙(つぎがみ)」

(奥貫家 1218)



―縦に半分「切紙(きりがみ)」

(林家 3430)



―横に半分「平切紙(はんせつし)」

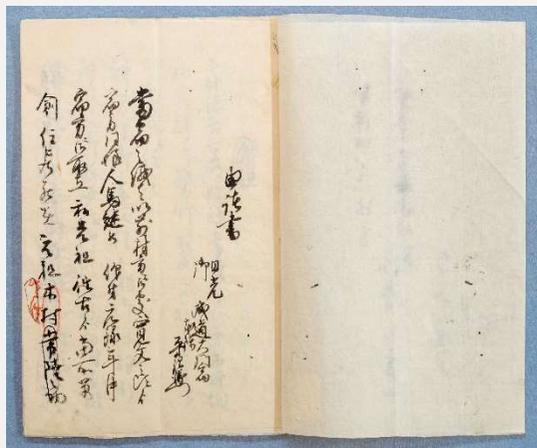
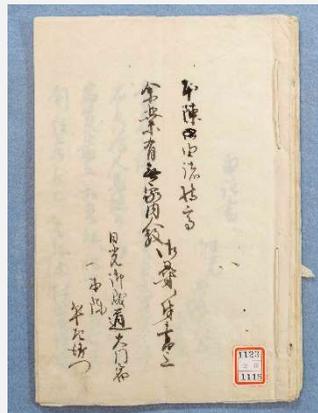
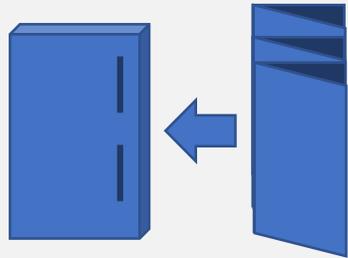
(野中家 5383)



―「適宜切る」切紙(きりがみ)

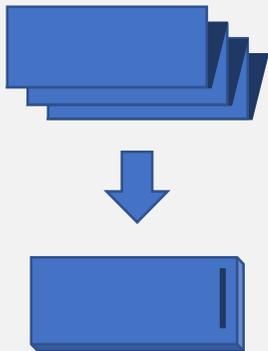
(相沢家 2436)

―全紙の縦折りを袋綴じ―**縦帳**(たてちょう)



(会田家1115)

―折紙を重ねて綴じる―**横帳**(よこちょう)・**長帳**(ながちょう)

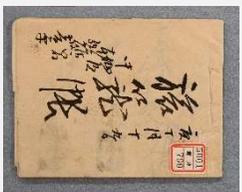


↓上から開いてみると  
折りたたまれて  
いることがわかる  
畳まれている中面  
には、文字は書かれて  
いない。



(諸井家245)

―折紙を更に縦折りし重ねて綴じる―**横半丁**(よこはんちよう)



↓下は開いた様子



(諸井家790)

## 参、文書の内容を見てみよう

○付箋の文字を読んでみよう ※2Pに記入欄があります。



○「関所」〔近世〕近世の関所とは「出女・入鉄砲」を統制するために、江戸幕府により設置された関所施設をいう。(中略)

かくして、十八世紀前期に近世関所と同制度は完成したが、この段階の関所は最重要の関所の箱根・今切・碓氷をはじめとして五十三を数え、これに海上の関の浦賀番所が加わった。各関所は相互に関連し補い合い、特に重要な関所の周辺にはそれを補助する脇関・裏関が設けられ、両者が一体となって取締りの効果をあげた。また、この期の関所は、重き関所と軽き関所とに区分され、後者の特に藩領を除く軽格関所の場合は、番所または口留番所ともよばれ、また口留番所としての法的取扱いをうけた。(中略) 関所の改め方は、箱根の代りに今切で厳重な鉄砲改めをするように、各関所は「出女・入鉄砲」統制のために、女と鉄砲をはじめとする武器の検閲を有機的結びつきをもって実施した。通関には証文改めをするが、その改めは、人は女を中心とし、禪尼・尼・比丘尼・髪切・小女のほか、乱心者・手負・囚人・首・死骸は男女ともに厳しく取り締まられ、留守居証文がなければ江戸より出国はかなわなかった。また、鉄砲をはじめとする武器も改められ、特に江戸への入鉄砲は、嚴重に老中・留守居証文を以て統制された。関所破りの防止対策も含めて、箱根・碓氷・気賀・狩宿などでは要害地や要害村を定めていたことが知られる。しかし、のちには間道を利用し関所を避けることもみられるようになった。ペリー来航後の急速な幕府権力失墜のなかで、文久二年(一八六二)参勤交代変更により、大名の妻子の帰国が許可され、その後、慶応三年(一八六七)八月には関所改の大幅緩和がなされたが、幕府の崩壊により、明治二年(一八六九)正月に関所は廃止された。諸藩における口留番所の廃止はその二年後であった。

(深井 甚三) せきしよ【関所】『国史大辞典』

○「往来手形(おうらいてがた)」

江戸時代、庶民が旅行する際必ず携行した身許証明書。往来一札ともいう。発行者は主として菩提寺、時に庄屋(名主)・組頭連署による場合もあった。書式は、はじめに手形所持者の住所と名前、女性の場合は誰々母、妹と続柄をも記し、次に宗旨名および当寺の檀那であることを明記、さらに諸国神社仏閣参詣・西国并四国順礼、または温泉湯場治などと旅行の目的を記し、終りに、途中行き暮れた場合には旅宿の世話を、病死した場合にはその所の作法による処置を依頼し、ついでの節故郷にお知らせ下されたいとむすぶ。宛名もほとんど同様であるが精粗があり、国々御関所御役人衆中・宿々問屋御役人衆中・村々御役人衆中・川々御役人衆中と連記したものから、諸国所々御役人衆中とのみ記した簡単なものもある。本人が常に所持すべきものであるから、特定の宛名を必要とせず、形式的に記せばよかつたのである。

往来手形と同種ではあるが性格の異なるものに、関所手形がある。通手形・関所証文・関所切手ともいい、関所通行の際には是非必要な特殊許可証であり、往来手形が庶民のみのものであるのに対し、これは身分の上下を問わず必要とした。古代・中世においては過所、または過書といい、関所の通過許可証であったが、近世に至って大きく変化した。男子は特に関所手形を必要とせず、所持する往来手形の検閲を受けるのみで事足りたが、女子の場合は全くこれと異なり、往来手形とは関係なく上り・下りを区別し、地域を分けた特定の発行者による女手形を関所へ提出する義務があった。囚人・乱心・手負い・死骸などの、常態でない者の場合も、男女の別なく所定の手形を差し出さねばならず、鉄砲を輸送する時も、江戸に入る場合に限って老中の発行する鉄砲手形を必要

とした。嚴重な改めを終えて関所に収納された手形は、『所司代より被出候下り女手形扣帳』『御留守居衆より被出候登り女手形扣帳』『從諸国下ル女手形扣帳』『從駿河国遠江国登ル女手形扣帳』『伊勢参宮仏詣湯治順礼女登下書替手形扣帳』『鉄砲手形扣帳』等の帳簿に分類淨書され、囚人・乱心・手負いなどの特殊手形もすべて女手形の一種として処理されて幕府に報告された。幕府はこれによって、江戸に入る鉄砲、江戸を出る女など、いわゆる「入り鉄砲に出女」の実態を知悉し、江戸防衛のための重要資料とした。したがって、関所手形は通過する関所ごとに提出したもので、たとえば江戸を出て東海道を上る女は、箱根・新居と、宛名のみ異なる同一文面の手形を用意したのである。文久三年（一八六三）三月以降、関所手形の発行・書式は著しく簡略化されたが、逆に従来不要であった男子にも、女子と同様簡単な男手形が必要となった。住所・氏名・目的地を記す程度で、武士の場合は上司、庶民の場合は庄屋か組頭が発行した。慶応三年（一八六七）八月、この制度は廃止された。↓入鉄砲に出女（いりでつぼうにでおんな）、↓女手形（おんなてがた）、↓鉄砲手形（てつぼうてがた）（近藤 恒次）

おうらいてがた【往来手形】『国史大辞典』

#### ○取り調べの実態 旅行の手続き

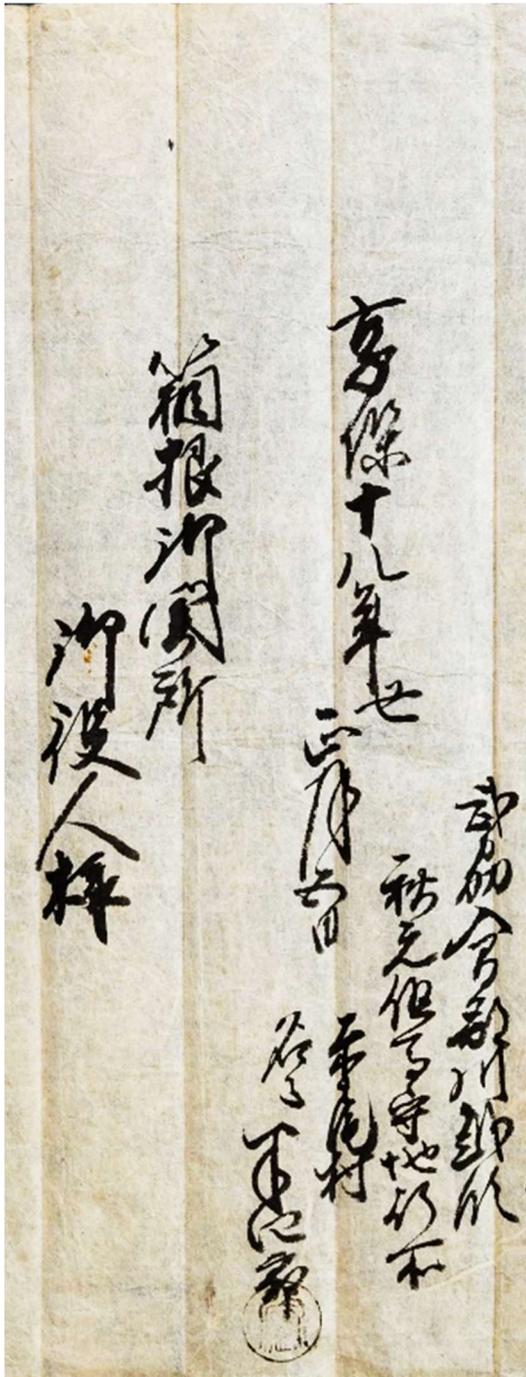
幕藩制社会は庶民の旅行に対して諸々の規制があったが、元禄期ごろより寺社への参詣風習が一層広まり、正規の手続きを経ない抜参りも流行した。しかし、抜参りでは旅行中の安全が保証されないから、一般には旅行に先立って武家の場合にはその領主の所轄役人、庶民の場合にはその主人から町・村役人へ届出て、旅行証明書とも言うべき往来手形や関所手形を受けた。

男性の旅行は特殊事情がない限り、その主人に届け、往来手形を持参するだけで旅立ちが可能であり、関所の通貨にも原則として手形を必要としなかった。しかし、**男性の場合でも多くは関所での取調べの煩わしさを避けるために発行者・書式等もさまざまに関所手形を持参し、身分・名前・旅の目的を聞かれる程度で関所を通過すると祝杯を上げたりした。**

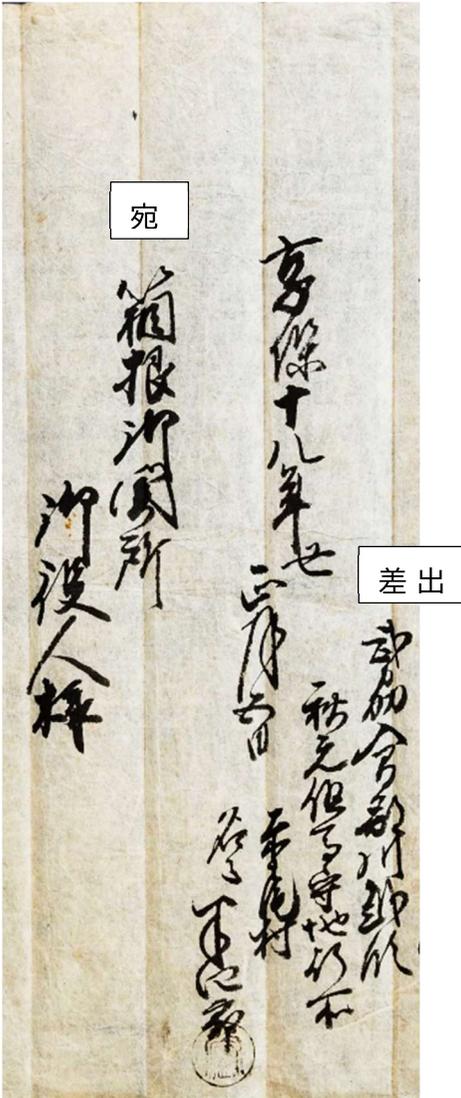
これに対して、女性の旅行手続きは、その主人から町・村役人の許可を得て、町・村役人から領主へ届出る、領主から関所手形発行権者へその発行を依頼する、というように非常に非常に煩雑であった。

（見玉幸多『日本交通史』吉川弘文館 平成4年（1992年） 273頁）

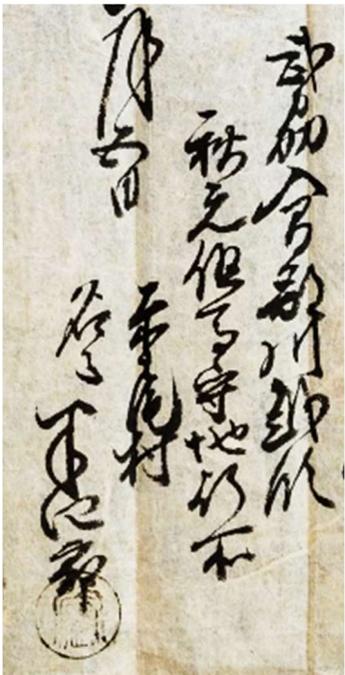
○先に年月日と差出と宛先を読んでもみよう



○差出人と宛名を読んでもみよう



○差出人を読む





手塚氏収集1 「大日本国郡輿地路程全図」  
明治4年(1871)長赤水原図

・旧国名表記の頭文字に州をつけた別称で  
表記される事がある。

武蔵国↓武州 相模国↓相州 など

**関東地方**

茨城県 = 常陸+下総  
栃木県 = 下野  
群馬県 = 上野  
埼玉県 = 武蔵  
千葉県 = 上総+下総+安房  
東京都 = 武蔵  
神奈川県 = 相模+武蔵

**東北地方**

青森県 = 陸奥  
岩手県 = 陸中(陸奥)  
宮城県 = 陸前(陸奥)  
秋田県 = 羽後(出羽)+陸中(陸奥)  
山形県 = 羽前+羽後(出羽)  
福島県 = 岩代(陸奥)+磐城(陸奥)

**中部地方**

新潟県 = 越後+佐渡  
富山県 = 越中  
石川県 = 能登+加賀  
福井県 = 越前+若狭  
山梨県 = 甲斐  
長野県 = 信濃  
岐阜県 = 美濃+飛騨  
静岡県 = 駿河+伊豆+遠江  
愛知県 = 尾張+三河

**近畿地方**

三重県 = 伊勢+伊賀+志摩+紀伊  
滋賀県 = 近江  
京都府 = 山城+丹波+丹後  
大阪府 = 摂津+和泉+河内  
兵庫県 = 播磨+但馬+摂津+丹波+淡路  
奈良県 = 大和  
和歌山県 = 紀伊

**中国地方**

鳥取県 = 因幡+伯耆  
島根県 = 石見+出雲+隠岐  
岡山県 = 備前+備中+美作  
広島県 = 備後+安芸  
山口県 = 周防+長門

**四国地方**

徳島県 = 阿波  
香川県 = 讃岐+備前  
愛媛県 = 伊予  
高知県 = 土佐

**九州地方**

福岡県 = 筑前+筑後+豊前  
佐賀県 = 肥前  
長崎県 = 肥前+壱岐+対馬  
熊本県 = 肥後  
大分県 = 豊前+豊後  
宮崎県 = 日向  
鹿児島県 = 薩摩+大隅  
沖縄県 = 琉球

※区域は一致しない

○江戸、明治の地名 埼玉県域中心



埼玉県域の郡	児玉郡	大里郡	埼玉郡	高麗郡	北葛飾郡
秩父郡	那珂郡	男衾郡	(北埼玉郡)	新座郡	
賀美郡	榛沢郡	比企郡	(南埼玉郡)	足立郡	※時代により
	幡羅郡	横見郡	入間郡	(北足立郡)	変遷あり

古沢家207「新編武蔵風土記稿 一 例義 総国図説 建置沿革」

〔明治17.4.16〕1884「発兌人根岸武香」・内務省地理局刊行、(縦帳)

○異体字を知ることを読めることがある 出てきた時に覚えておこう  
古文書には常用漢字ばかりが使われているわけではない。

- ・旧字 例、「国」―「國」 「事」―「叟」
- ・異体字 例、「州」―「邠」 「より」―「𠂔」
- ・合字、合略かな 例、「コト」―「𠂔」

・踊り字 例、「佐佐木」―「佐々木」 など



○あきもと たかふさ 秋元 喬房

天和3―元文3. 9. 5(1683―1738)

江戸時代前期の川越藩主。喬知の長男、元禄10年(1697)に伊賀守に叙任され、12年詰衆に列している。正徳4年(1714)9月29日父喬知の遺領を継いで川越藩主となり、享保8年(1723)年に番奏者に就任する。10年に但馬守に改められ、13年には將軍吉宗の日光社参に供奉している。享保18年には江戸城の堀浚い役を勤めている。享年56歳。遺跡は、養子の喬求に引き継がれる。

(埼玉県『埼玉人物事典』9頁)

○知行地 ちぎょうち

封建的な主従関係成立の要件として権力者が服従者に分封した土地。とくに、江戸時代、大名が家臣に与えた土地をいう。給地(給知)、給領、給所、**知行所**ともいう。(中略)

江戸幕府は、1万石以上の土地を領地させた家臣を大名と公称したが、その大名が分与した土地を、大名の直轄地である蔵入地(くらいりち) に対して知行地といった。幕府直属の臣下で、1万石未満の旗本に与えられたものを知行所といった。このような知行形態を地方(じかた) 知行制とよぶが、このころになると、武士は城下町に集住させられ、知行地も分散・相給(あいきゅう) 形態になり、知行権もしだいに制限され、地方知行制は形骸(けいがい) 化して、その多くは知行地の貢租額に相当する一定の禄米(ろくまい) を支給される蔵米(くらまい) 知行制に変わった。[吉武佳一郎] (『日本大百科全書』)

○赤尾村について

赤尾村 あかおむら [現]坂戸市赤尾

島田しまだ村の東にある。北西境を北東へ流れる越辺川おっぺが北端で流れを南東に転じ、東境を流れ下る。東は同川を隔て比企郡中山なかやま村(現川島町)、北は同川を境に同郡正代しようだい村(現東松山市)。承元四年(一一二〇)三月二九日の小代行平讓状(小代文書)には、行平から養子俊平へ譲られた小代しようだい郷(現同上)の村々のうちに「みなみあかをのむら」がある。現越生おごせ町最勝さいしよう寺旧蔵の応永三年(一三九六)の大般若經奥書に「赤尾阿弥陀堂海禪」とある(武蔵史料銘記集)。戦国期に当地に來住したと伝える安野・森田・林・池田・山崎・新井の六家が草分百姓とされる(元禄一二年「田畑町歩村高覚」森田家文書)。林家は信州諏訪地方から來住した土豪ともいわれている。近世には入問いるま郡河越領に属した(風土記稿)。慶長二年(一五九七)の入西郡上赤尾村検地帳写(森田家文書)が田方分のみ残り、田四五町五反余、大・学・兵部など六名の分付主のもとに分付百姓の記載がある。田園簿では赤尾村とあり、田七七二石余・畑一五四石余、川越藩領(二七七石余)と旗本大久保領(七四九石余)。ほかに川越藩領分の野錢永一貫二五〇文、大久保領分の野錢永四貫文があった。川越藩領分は寛文四年(一六六四)の河越領郷村高帳では高一八五石余、反別は田一五町三反余・畑八町五反余、同帳に付け加えられた新田分は高二八石余、反別は田二町三反余・畑

一町三反余とある。元禄二一年（一六九八）以前に全村が川越藩領となり（「村明細帳」林家文書）、以後幕末まで川越藩領で、慶応二年（一八六六）以降も同藩領（同三年「領分替引渡諸役用向筆記帳」安野家文書）。（以下略）

『日本歴史地名大系11 埼玉県の地名』

## まとめ

○典型的な漢字のくずしを覚える

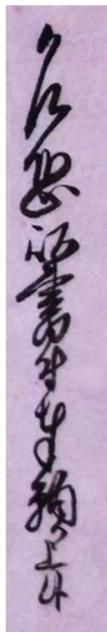
○部首から探す

扁と旁の組み合わせ

○頻出する単語、言い回しを覚える

差上申、乍恐

（表題にもなる）



御座候、無御座候

無相違

仍而如件

○返読文字 無、可、被・・・等

○文書の種類によって典型的な語句を覚える

（例）関所手形、往来手形

伊勢参宮

紛無御座候、

無相違御通シ被為遊可被下・・・等

## 林家文書について

### （一）林家

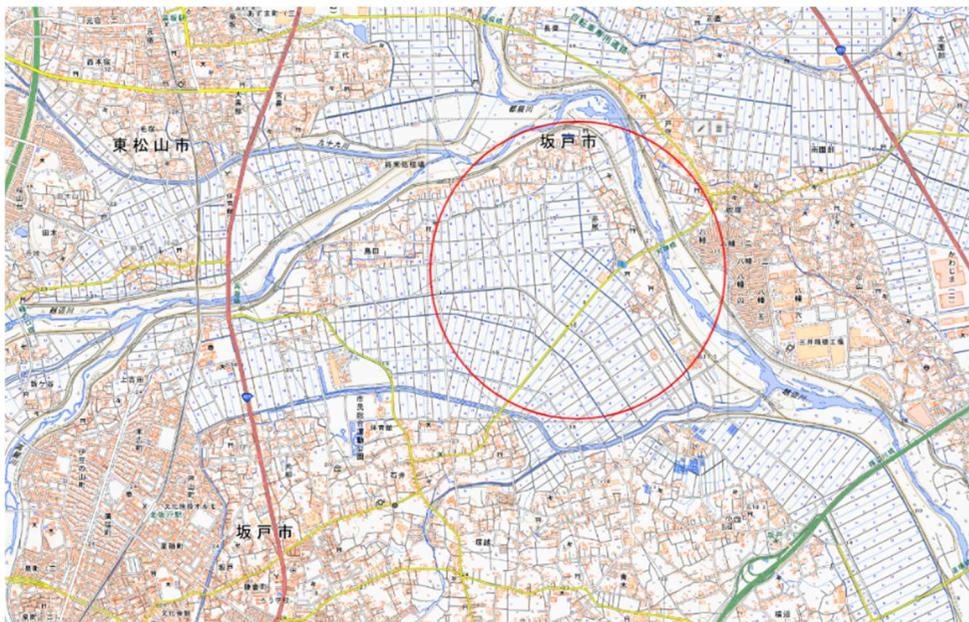
・林家は人間郡赤尾村（現坂戸市赤尾）に居を構えた旧家である。文亀年間（一五〇一〜一五〇四、室町時代）に信濃国小県郡林郷（現上田市林之郷力）から移住してきたと言われている。三代信正から代々赤尾村下分の名主を務めており、功績により十一代孝蔵、十二代信豊は苗字を許され、十三代信海は頭取名主格を仰せ付けられた。明治期の当主は戸長、連合戸長、県会議員などを歴任している。十三代信海は和歌を詠むなど文人としても活躍した。テキスト史料に登場する半四郎は八代信之で、宝永三年（一七〇六）から享保二十年（一七三五）まで名主役を務めている。

### （二）林家文書

・総点数一〇三二八点 近世文書約八五%、近代文書約一一%、典籍類約四%  
・赤尾村下分の名主文書群、林信海の文化活動や林家の家文書群、郷土史研究資料（古文書写・拓本・典籍等）

## 参考文献

埼玉県立文書館収蔵文書目録第22集『林家文書目録』昭和61年（1986）



地理院地図に加筆